| | | |
|---|---|---|
| | | 八　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。<br>九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。<br>十　航海中、積載場所を通風しないこと。<br>十一　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。<br>十二　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。<br>十三　積載場所の酸素及び貨物から発生する気体（毒物のものに限る。）並びに混合気体の濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。<br>十四　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 |
| ピートモス | PEAT MOSS | 一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。<br>二　船積み前、貨物を覆いの下で貯蔵し、乾燥した状態に保つこと。<br>三　雨中において船積みをしないこと。<br>四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。<br>五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>六　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。<br>イ　清掃すること。<br>ロ　乾燥させること。<br>ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。<br>七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。<br>八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。<br>九　積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。<br>十　貨物の表層以外の通風をしないこと。 |
| 石油コークス（か焼又は生のもの） | PETROLEUM COKE (calcined or uncalcined) | 一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。<br>二　火薬類（等級が1.1及び1.5のものに限る。）と船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。<br>三　危険物（前号にあたるものを除く。）と一船倉又は一区画以上離して積載すること。<br>四　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。<br>五　燃料油その他の引火点が摂氏93度未満の物質が入っているタンクの上の船倉に温度が摂氏55度以上の貨物を船積みする場合は、温度が摂氏44度以下の貨物を当該船倉下部に床面から高さ0.6m以上積載すること。 |
| | | 六　前号の場合であって、貨物の高さが1.0mを超える場合、温度が摂氏44度以下の貨物の層を船倉下部に床面から高さ0.6m以上1.0m以下となるよう積載すること。<br>七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>八　船積み前、貨物の温度が摂氏107度以下であることを確認すること。<br>九　積載場所及び当該場所に隣接する区画では、貨物が高温である旨の表示を目立つ場所に掲示すること。 |
| ピッチプリル | PITCH PRILL | 一　可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。<br>二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>三　加熱されるタンクに隣接する船倉に積載しないこと。<br>四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。<br>五　荷役作業者は必要最小限とし、貨物の危険性を認識させること。<br>六　荷役作業後、ハッチを閉鎖し、甲板を清掃すること。<br>七　船積み中、居住区域への通風を行わないこと。<br>八　貨物の表層以外の通風をしないこと。<br>九　船積み後、積載場所のハッチを密閉すること。<br>十　航海中、積載場所の結露を定期的に監視すること。<br>十一　貨物の粉じんの発生を防止するための措置をとること。 |
| 焼成硫化鉄鉱 | PYRITES, CALCINED (Calcined Pyrites) | 一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。<br>二　可能な限り、積載場所を清掃し、かつ、乾燥させるものとすること。<br>三　雨中において船積みをしないこと。<br>四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。<br>五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>六　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。<br>イ　清掃すること。<br>ロ　乾燥させること。<br>ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。<br>七　積載場所に天井板を設置しないこと。やむを得ず天井板を設置する場合には、当該場所の天井板とハッチの間に貨物が入ることを防止するための措置をとること。<br>八　積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するための措置を講じること。 |